

## ★Proposal 1 - Amend Bylaw 122.2 (Complaints Procedure) Rationale:

### ★提案 1: 細則 122.2(苦情処理手続き)の改正 理由

提案 1 – 細則 122.2(苦情処理手続き)の改正 理由。

Non-documentary」という表現は不要であり、非常に不明確である。公式苦情処理フォームのフロントページにある新しい宣言は、証拠だけでなく声明も対象となります。

現在の細則の文言は非常に「米国中心」であり、宣誓供述書には公証人が関与し、その公証人がどの国でライセンスを取得しているかによって異なる義務と責任があるからです。また、偽証罪の罰則は刑事罰であり、TICA にはそのような権限はありません。

ショーの抗議に関するルールは、当初の記述のままでは不明瞭です。クラブは苦情を聞きません。ショーの苦情は、他の苦情と全く同じように処理されますが、TICA によるアクションは、年末のスコアに影響を与えたり、ポイントが削除されたりする可能性があるため、できるだけ早く苦情を提出し、処理することが追加で求められています。抗議」と「苦情」という言葉には、手続き上の実質的な違いはありません。

長所

- 今回の改定では米国を中心とした規定を TICA の世界全体に適用可能な規定に置き換えている。
- 現行の 122.2.2 の曖昧さが解消される。

短所 特になし。

122.2.2 ショーの抗議／**苦情**。ショーに関連して発生した不正行為や協会規則の違反を告発する**苦情**／抗議は、ショーの終了後 10 営業日以内に、証拠書類とスタンディング・ルールに定められた申請料を添えてショー委員会に書面で提出するものとする。抗議が、~~クラブ、クラブのショー委員会、クラブもしくはショー委員会のメンバー、または制作会社の行為に対するものである場合には、任意で、常設規則に定められた申請料を添えて本協会の事務局長に抗議を提出し、本条に基づいて理事会が処理することができる。抗議申し立てのコピーは、ショー・コミッティにも送付されるものとする。ボードは、本条に基づき、執行部で抗議文を受領した日から 60 日以内に、抗議に対する処置を開始するものとする。理事会は、本条に基づいて提起された抗議を、回答者が回答するのに十分な時間があることを条件に、次に予定されている理事会で検討するものとする。これらの費用は返金されない。申立手数料は、猫福祉常任委員会がその虐待手順に関して提出した抗議には適用されないものとします。~~また、訴状または回答を裏付ける文書以外の証拠は、~~宣言書または宣誓書の形式で提出されなければならない。宣誓書または宣誓書を提出する人物が偽証の罰則の下で署名または宣誓し、そこに記載された事実がその人物の個人的な知識であるという声明を含まなければならない。~~

**次のような文言または実質的に類似した文言を添付したものもあります。**

**「私は、上記の内容が真実かつ正確であり、添付されたすべての文書(ビデオを含む)がその真実かつ正確なコピーであることを宣言します。私は、この訴状に記載されている事実について個人的に知っていることを宣言します。私は、署名の偽造を含め、いかなる記述も故意に虚偽であった場合、TICA が私に対して罰則を課す可能性があることを理解し、認めます。」**

~~122.2.4 苦情または回答の裏付けとなる証拠書類は、偽証罪の適用を受けて、当該書類の真実かつ正確なコピーであることを宣言または宣誓しなければならない。~~

122.2.54 取締役会は、いかなる措置を講じる前に、認定のために問題を法務委員会に委ねることができる。法務委員会の所見は諮問のみであり、取締役会を拘束しない。取締役会は、自ら聴聞会を実施するか、法務委員会または聴聞会を実施する人物を任命することができる。すべての当事者は、弁護士の有無にかかわらず、本人が出席する権利、または弁護士に代理される権利、および自分のために声明、証拠、または証人を提示する権利を有するものとする。

## ★Proposal 2 - Add Reg Rule 31.7 (Define “actively breeding”)

### ★提案 2-登録規則 31.7 の追加(「積極的に繁殖」の定義)

#### 根拠

積極的に繁殖している」という定義を定義に追加し、PNB への昇格だけでなく、すべての品種の昇格に等しく適用すべきです。

現在、この用語が定義されているのは、この段階だけです。

新品種プログラムの目的の 1 つは、TICA 全体のブリーダーの臨界質量を実証することであるため、共同所有者の 1 人だけが必要なブリーダーの数にカウントされることは理にかなっていません。

#### 長所

– すべての新品種の進歩のために、「積極的に繁殖している」という共通の定義を提供する。

#### 欠点

– 短所: ブリーダーがキャッテリーを共同で所有し、新種開発の費用を分担することを妨げる。

登録規則 31.7 を追加する。

31.7 新種登録のための “積極的に繁殖” とは、申請日以前の 2 年間に少なくとも 1 つの子猫を繁殖させることと定義されます。子猫やキャッテリーを共同で所有している場合、必要なブリーダー数に「積極的に繁殖している」とカウントされるのは 1 人だけです。

登録規則 33.6.1.3 を改正する。

33.6.1.3 少なくとも 3 つの異なる地域の良い状態の TICA 会員 5 名以上が積極的に繁殖を行っています

(「積極的に繁殖を行っている」とは、過去 2 年以内に少なくとも 1 頭の子猫を繁殖していることを意味します)。

## ★Proposal 3 - Add New Reg Rule 33.1.2 (Duration in Experimental Record)

### ★新登録規則 33.1.2(実験記録の期間)の追加

#### 根拠

実験記録の目的は、将来的にチャンピオンシップを含む次の段階の認定に進む可能性のある品種の開発を追跡することです。TICA では、この記録の猫は TICA の認定を受けておらず、追跡目的で登録されているだけだとしています。

中には、TICA のロゴが入った紙を子猫のために手に入れたいがために、次の段階の認定を受けるつもりのない Experimental Breeds の申請をする人もいます。そして TICA には現在、そのような品種を記録から抹消することを認める規則がありません。

以下の変更は、外的要因(構造上の変異を使用することに他の品種グループからの同意が得られないなど)のために公認される見込みがないか、単に進歩する意思がない実験品種は、最初に追跡されてから5年後に実験記録として認められた品種のリストから削除できる(すぐに署名して戻すことはできない)ことを保証するものです。

#### 長所

- 登録のみの段階に進む意思があることを示す証拠がない場合、実験品種として存続できる期間を制限する。
- 正当な理由があり、理事会によって承認された場合、成熟が遅い実験品種の5年の期間を延長することができる。

#### 欠点

- 提案されている 33.1.2.1 は、既存の実験用品種が新たに追加された品種よりも長く実験用ステータスに留まることを意味する。

新しい登録規則 33.1.2 を追加し、既存の 33.1.2 の番号を変更する。

33.1.1 実験的新品種 - 開発中の新品种で、承認された品種名を持たないもの。実験的新品種は、実験記録で追跡されます。理事会の正式な承認は必要ありません。

33.1.2 実験用新品种は、申請日から5年間の初期期間を追跡するものとします。この最初の期間は、理事会の承認によって延長することができます。その時点で、実験的新品種が登録のみのステータスに移行していない場合その品種はもはや追跡されず、5年間は再申請できません。この期間中類似した名称と繁殖プログラムを持つ実験的新品種は TICA 事務局によって受け入れられてはならない。

33.1.2.1 実験用新品种としての各5年の期間は、理事会の投票によりさらに5年間延長することができます。各延長の申請書は、提案された延長の正当性を示すもので、予定された TICA 理事会の少なくとも90日前に規則委員会と遺伝委員会の両方に提出されなければなりません。その理事会の開催日は、現行の5年間の期間が終了する前でなければなりません。

33.1.2.2 [発効日]の時点で既に実験記録に登録されている品種については、最初の5年の期間はその日からカウントされます。

33.1.32 転入新品種 - 他の猫協会でチャンピオンシップに受け入れられた品種。移籍新品種は、血統証明書登録簿または財団登録簿のいずれかに登録されるものとする(36.2、36.3、36.4、36.5、36.6 参照)。登録のみの品種のステータスには、理事会の正式な承認が必要となります。

## ★Proposal 4 - Amend Reg Rule 33.3.1 (Genetics Review of new Experimental Breeds)

### ★提案 4: 登録規則 33.3.1 (新しい実験品種の遺伝学的審査)の改正

#### 根拠

現在、誰でも料金を払えば、記録されているものに「実験的な品種」を追加することができます。このプロセスには見落としがないので、TICA は登録規則に違反しているために、決して進歩することのない品種をかなりの数抱えてしまいます。この規則を設けることで、遺伝学委員会はそのような新品種を認めないことができます。

#### 長所

- 提案された品種が TICA の規則に違反していない事を確認する為に実験品種レベルでの承認プロセスを導入する。

#### 欠点

- ルールが変更される可能性があることを考慮して、実行可能な可能性のある新品種の開発を禁止する権限を遺伝学委員会に置く。

登録規則 33.1.1 を改正し、既存の 33.1.1.x 規則の番号を変更する。

33.3.1 実験用新品種。実験用新品種は、TICA 事務局に申請することにより、実験記録に追跡されます。追跡申請書には、以下の情報を記載しなければなりません。

33.3.1.1 提案された品種の簡単な説明。(これは事務局がその品種を識別できるようにするためです。ブリーダーが書いた段落、他の協会のスタンダード、またはその品種に含まれる猫を識別するためのその他の手段などが考えられます)。この記述と飼育計画は、事務局に申請する前に遺伝学委員会に提出するものとする。

33.3.1.2 提案されたこの品種が登録規則 33.2.1 に違反していないことを示す遺伝学委員会の確認書。

33.3.1.23 提案された品種名はユニークなものであること。

33.3.1.23.1 実験記録の追跡に使用される提案された品種名は、いかなる意味でも TICA によって受け入れられた、または承認された公式の品種名とみなされるものではなく、いつでも変更、削除、または取り消すことができます。

33.3.1.34 提案された品種の連絡先。

33.3.1.45 常設規則に明記されている処理費用。可決された場合、常設規則 303.3.1.4 の番号を変更する。

(規定規則 33.3.1 の改正 2 ページ中 1 ページ)

303.3.1.45 実験記録への申請時には、100 ドルの処理費用が必要となる。

## ★Proposal 5 - Amend Reg Rules 33.3.1 and 33.4.4 (Experimental Breed Names)

### ★提案 5:登録規則 33.3.1 および 33.4.4(実験的品種名)の改正

#### 根拠

品種の認定の初期段階で、(提案された)品種名の代わりに英数字のコードを使用することは、実験的な品種が TICA によって認定または登録されているという不正確な主張を阻止するのに役立ちます。

#### 長所

- 新品種の開発を可能にするが、TICA の役割は単にそれらの実験的な品種の追跡サービスを提供することであることを明確にする。英数字のコードを割り当てることで、TICA は実験的な品種が正式な承認のためのすべての要件を満たしていなくても、独自の品種として承認していないことを明確にします。
- 英数字コードに日付が含まれていれば、EO と理事会が実験的品種の期間を決定するのに役立つでしょう。

#### 短所

- 既存の RO 品種は、TICA の書類にその名前を使い続ける

33.3.1 実験的新品種。実験用新品种は、TICA 事務局に申請することにより、実験記録に追跡されます。追跡申請書には、以下の情報を記載しなければなりません。

33.3.1.1 提案されや品種の簡単な説明。(これは事務局がその品種を識別できるようにするためです。ブリーダーが書いた段落、他の協会のスタンダード、またはその犬種に含まれる猫を識別するためのその他の手段などが考えられます)。

33.3.1.2 ユニークな品種名の提案。

33.3.1.2.1 新しい実験用新品种の申請が受理されると、その品種を識別する英数字のコードが TICA 事務局によって割り当てられます。このコードは、その品種のために TICA が発行するすべての文書において、その品種の名称の代わりに使用されます。コードは、その品種が予備的な新品种のステータスに進むまで使用されるものとし、その時点で理事会承認の品種名に変更されるものとし、

33.3.1.2.2 [発効日]の時点ですでに実験記録に登録されている品種については、英数字のコードが事務局によって割り当てられ、[発効日]以降に発行されるすべての文書に使用されるものとし、

33.3.1.2.2.3 実験記録で追跡のために提供された提案された品種名は、いかなる意味でも TICA によって受け入れられた、または承認された公式の品種名とは見なされず、いつでも変更、削除、または取り消される可能性があります。

33.3.1.3A 提案された品種の連絡先。

33.3.1.4A 常設規則に規定されている処理費用。

33.4.4 承認された品種名を持たない実験的繁殖プログラムは、コード EX の後に英数字のコードを付けて指定するものとする(登録規則 33.3.1.2.1 参照)。

33.4.4.1 実験記録で追跡される猫は、割り当てられた英数字コードの前に EX を付けるものとする。

## ★Proposal 6 - Amend Reg Rules 33.3.2 and 33.3.3.6 (mutation ownership voting)

### ★第 6 号議案 Reg 規則 33.3.2 および 33.3.3.6 の改正(突然変異の所有権投票)

#### 根拠

現在、新品種の認定プロセスにおいて、規則 33.9.4(「突然変異の所有権」に関する規則)がいつ施行されるべきかは明記されていません。

明確にするために、この提案では、賛成票を投じることが(この規則に該当する新品種の)昇格の要件であり、それは「チャンピオンシップの直前」ではなく「エントリーレベル」で行われなければならないことを明確に追加しています。

#### 長所

– 影響を受ける品種のセクションの投票がいつ行われなければならないかを明確にする。

#### 欠点

- 1 回限りの投票であるため、将来 TICA のルールが変更された場合に許可を見直すことができない。
- 問題になる可能性は低いですが、RO 段階で入ってくる Transfer New Breeds のみが対象となり、ANB では対象となりません。

登録規則 33.3.2 および 33.3.3.6 を改正する。

33.3.2 移入新品種。移入新品種は、受け入れを求める理事会会合の少なくとも 90 日前に、遺伝学委員会の各委員および規則委員会の各委員に電子申請書を提出することにより、登録のみを目的とする公認品種としての受け入れを申請することができる。遺伝学委員会および規則委員会による申請書の承認後、申請書は理事会会合の少なくとも 60 日前に規則委員会の委員長によって TICA 事務局に提出され、議題に含まれることとなります。遺伝学委員会または規則委員会のいかなるコメントも含まれなければならない。登録のみの品種ステータスの申請には、以下の内容が含まれなければならない。(申請書は TICA Executive Office または tica.org で入手できます。)

1. 協会で認められている他の品種と区別する品種の簡単な説明。
2. 2. 他の確立された猫協会によるその品種のスタンダード。
3. 品種分類の指定案(33.2 参照)。
4. 4. ユニークな品種名の提案。
5. 5. 2 文字の登録コードの提案。
6. 繁殖プログラムの提案。
7. 暫定的なワーキンググループチェアの提案

8. スタンディング・ルールに規定されている処理費用。

33.3.2.1 移入新品種に既存の品種が「所有」している 1 つ以上の構造上の変異が含まれている場合 (33.9.4 参照)、規則・遺伝委員会に申請書を提出した直後に、影響を受ける品種からの同意を得るために事務局に投票を要請しなければならない。投票は、影響を受ける各品種／品種グループに対して 1 回のみ行うことができ、投票結果は最終的なものとなる。登録のみの品種として認められるためには、賛成票が必要です。投票にかかる費用は、投票を依頼した個人が経済的責任を負うものとします

33.3.2.42 登録のみの受け入れは、TICA が当該品種の発展のために登録施設を提供することに同意することのみを意味することを理解してください。TICA がその品種を同時にまたは将来のいかなる時点でもチャンピオンとして受け入れることを明示的または黙示的に保証するものではありません。

33.3.3 実験用新品種から登録専用新品種への移行。実験用新品種は、以下の事項を完了した時点で、登録専用新品種として理事会の承認を申請することができます。

33.3.3.1 実験記録でその品種を最初に追跡してから少なくとも 1 年が経過していること。

33.3.3.2 実験記録において、その品種の猫が少なくとも 10 頭以上追跡されていること。

33.3.3.3 その品種の少なくとも 5 頭の産児を追跡している。

33.3.3.4 2 つの異なる地域の良い状態の TICA 会員が 3 名以上記録されている。

33.3.3.5 認定を求める理事会会合の 90 日前に、遺伝学委員会の各委員および規則委員会の各委員に、登録のみの品種への昇格のための電子申請書を提出すること。遺伝学委員会および規則委員会による申請書の承認後、申請書は理事会会合の少なくとも 60 日前に規則委員会の委員長によって TICA 事務局に提出され、議題に含まれることとなります。遺伝学委員会や規則委員会のコメントが含まれていなければなりません。(申請書は TICA Executive Office または tica.org で入手できます。)

33.3.3.6 申請書には以下の事項を記載しなければならない。(申請書は TICA Executive Office 又は tica.org から入手できる

協会が認めている他の品種と区別した、その品種の簡単な説明。

ユニークな品種名の提案

2 文字の登録コードの提案。

繁殖プログラムの提案。

提案された品種分類の指定 (33.2 参照 提案された暫定的な作業部会長。33.3.4.1 から 33.3.4.4 までの書類。

常設規則に規定されている処理費用。

33.3.3.7 ある品種が、既存の品種が “所有” している 1 つ以上の構造上の変異を含んでいる場合 (33.9.4 参照)、規則委員会と遺伝委員会に申請書を提出した直後に、影響を受ける品種からの同意を得るために、事務局に投票を要請しなければならない。投票は、影響を受ける各品種／品種グループに対して 1 回のみ行うことができ、投票結果は最終的なものとなる。登録のみの品種として認められるためには、賛成票が必要です。投票にかかる費用は、投票を依頼した個人が経済的責任を負うものとします。

## ★Proposal 7 - Amend Reg Rules 33.6.3.2, 33.7.4.5, 33.8.16 (New Breed Reporting)

### ★提案 7 – レジストリー規則 33.6.3.2、33.7.4.5、33.8.16 の改正（新品種の報告

#### 根拠

現行のルールでは「年」について述べられていますが、PNB や ANB にとって、これがショーイヤーなのかカレンダーイヤーなのかは明確ではありません。New Championship Breeds のルール(33.8.15)では、「ショーイヤー」と明記されています。

年次理事会で報告書が提出される際には、PNB と ANB がショーイヤーを使用した方が一貫性があり、最新の状況を反映しているので、カレンダーイヤーではなくショーイヤーを使用した方が理にかなっていると思います。また、理事会は各新品種の状況をより現実的に把握することができます。

このためには、33.6.3.4 と 33.7.4.5 で正しい会議を指定するための規則変更も必要です。この異常さは、理事会が年に 2 回しか開催されなかった時代の名残かもしれません。

チャンピオンシップの最初の 3 年間の新品種については、他の新品種報告書との一貫性を保つために、既存の規則 33.8.16 に期限を記載し、EO が提供するデータを参照し、降格の可能性に関する表現も PNB と ANB の他の規則との一貫性を保つために変更する必要があります。

長所- 年次報告は、ニューブリードのすべての段階で一貫しています。

- ショーイヤー」を使用することで、年次報告書の統計がより最新のものになる。

#### 欠点

- チャンピオンシップ新品種のために EO に追加作業が必要になるかもしれない。

登録規則 33.6.3.2、33.7.4.5、33.8.16 を改正する。

33.6.3.4 事務局は、毎年スプリングミーティング終了後に、**終了したばかりのショーイヤー**における品種のリター登録および個別猫登録に関する報告書を予備新品種ワーキンググループ議長に送付するものとする。この情報は、年次総会で要求される品種報告書の作成に使用されるものとする。

33.7.4.5 事務局は、毎年スプリングミーティングの後、**終了したばかりのショーイヤー**における品種の子猫登録および個別の猫登録に関する報告書を、上級新品種作業部会長に送付するものとする。この情報は、年次総会で要求される品種報告書の作成に使用されるものとする。

33.8.16 **年次総会の少なくとも 60 日前に、遺伝学委員会、規則委員会、および事務局に報告書を提出することで、すべての要件が満たされていることを文書化するのは、品種委員会の責任である。報告書には、33.8.15 の要件を裏付ける EO が提供する情報が含まれるものとする。**33.8.15 の要件を満たさなかった場合、その品種は上級新品種の状態に戻されることがある。

登録規則 33.8.17 を追加する。

33.8.17 事務局は、毎年スプリング・ミーティング後に、**終了したばかりのショーイヤー**における個々の猫の登録数、展示された猫、およびその品種のアクティブなブリーダー（およびその地域）のリストに関する報告書を品種委員長に送付するものとする。この情報は、年次総会で要求される 33.8.16 の報告書の作成に使用されるものとする。



## ★Proposal 8 - Amend Reg Rules 33.9.2.3.3 and 39.9.1 (Use of “Blue Slip”)

### ★第 8 号議案 レストレーション・ルール 33.9.2.3.3 及び 39.9.1 の改正(「ブルー・スリップ」の使用)

#### 根拠

時間が経過し、手順やシステムが改訂されたため、「Blue slip」という用語はもはや使用されておらず、正しい用語である「breeder slip」に置き換えられるべきである。

登録規則 33.9.2.3.3 および 39.9.1 を改正する。

33.9.2.3.3 色以外の新しい形質を持つ猫を登録する場合は、追跡調査を容易にするために、青色の**ブリーダー**スリップの「標準以外」の欄にチェックを入れ、形質を青色の**ブリーダー**スリップに表示しなければならない。

39.9 登録の申請 登録申請は、以下のいずれかを満たさなければならない。

39.9.1 TICA が発行した登録済みの子猫の登録申請書(TICA 青色**ブリーダー**スリップ)を個別に提出することで行われる。

## ★Proposal 9 - Amend Reg Rule 36.6.1 and 37.2.1 (Outcrosses within Cat I)

### ★提案 9 – 登録規則 36.6.1 および 37.2.1 の改正(カテゴリーI 内のアウトクロス)

#### 根拠は

正確な血統を維持するために、カテゴリーV を起源とするカテゴリーI の品種について、財団登録簿への交配種の登録を継続する。

また、種を超えた猫の登録に関する既存の制限を「常設規則」から「登録規則」の適切な場所に移す。

この変更が承認された場合、常設規則 307.6.3 はもはや適切ではないため削除されます。

登録規則 36.6.1 および 37.2.1 を改正する。

#### 36.6 財団登録

36.6.1 目的。財団登録は、発展の初期段階にある新品种のためのものであり、その品種の歴史にとって記録保持が不可欠である。これらの品種の登録は、その品種の進歩と発展の正確で精密な記録を提供し、将来的に実行可能な健康な品種として受け入れられることを証明または反証し、また繁殖プログラムに内在するあらゆる遺伝的問題の分析を提供します。ハイブリッドクロスと、親が不明または未登録の猫とのアウトクロスの両方の使用が認められています。これらの品種の繁殖プログラムには制限や制約はありません。財団登録は、非家畜種である猫や、非家畜種を親、祖父母、曾祖父母に持つ猫の登録にも使用されます。

#### 37.2 カテゴリー I : 確立された品種。

37.2.1 目的。このカテゴリーは、確立された品種で、その基準で設定された現在の目標に近づいている品種のためのものです。これらの品種は、その品種内で利用可能な遺伝子プールが十分に大きく、タイプの改良、スタミナの増強、新しいカラーの追加などのために他の品種(品種グループ内以外)と交配す

ることは、ほとんど必要ありません。同様に、品種を大幅に改良するような未登録の親を持つ猫が見つかる可能性はほとんどありません。

37.2.1.1 新品種プロセスでカテゴリーVに入っていたチャンピオンシップ品種は、登録規則 311.3 に従って、登録を継続し、その品種を生み出すために使用された非家畜種との交配を行うことができます。登録規則 311.3 を追加する(そして常設規則 307.6.4.1 を削除し、311.3 がこれに代わる)。

長所

– 現行の登録手続きを強化するために定義された規則を追加する。

欠点

– 非家畜のネコ科動物の登録を継続する

登録規則 36.6.1 および 37.2.1 を改正する。

36.6 財団登録。

36.6.1 目的。財団登録は、発展の初期段階にあり、記録を残すことがその犬種の歴史にとって不可欠な新種のためのものである。これらの品種の登録は、その品種の進歩と発展の正確で精密な記録を提供し、将来的に実行可能な健康な品種として受け入れられることを証明または反証し、また繁殖プログラムに内在するあらゆる遺伝的問題の分析を提供します。ハイブリッドクロスと、親が不明または未登録の猫とのアウトクロスの両方の使用が認められています。これらの品種の繁殖プログラムには制限や制約はありません。財団登録は、非家畜種である猫や、非家畜種を親、祖父母、曾祖父母に持つ猫の登録にも使用されます。

37.2 カテゴリー I : 確立された犬種。

37.2.1 目的。このカテゴリーは、確立された品種で、その基準で設定された現在の目標に近づいている品種のためのものです。これらの品種は、その品種内で利用可能な遺伝子プールが十分に大きく、タイプの改良、スタミナの増強、新しいカラーの追加などのために他の品種(品種グループ内以外)と交配することは、ほとんど必要ありません。同様に、品種を大幅に改良するような未登録の親を持つ猫が見つかる可能性はほとんどありません。

37.2.1.1 新品種プロセスでカテゴリーVに入っていたチャンピオンシップ品種は、登録規則 311.3 に従って、登録を継続し、その品種を生み出すために使用された非家畜種との交配を行うことができます。登録規則 311.3 を追加する(そして常設規則 307.6.4.1 を削除し、311.3 がその代わりとなる)。

311.3 国内種と国内種以外の原種との交配の子孫は、その国内種以外の原種に関連する品種以外の品種として、財団登録簿に登録することはできません。例えば、サーバル *Leptailurus serval* はファウンデーション・サバンナの親にしかならず、アジアン・レオパード・キャット *Prionailurus bengalensis* はファウンデーション・ベンガルの親にしかならず、ジャングル・キャット *Felis chaus* はファウンデーション・ショーシーの親にしかありません。

上記の変更が承認された場合、常設規則 307.6.3 は削除されるべきである。

↓

~~307.6.3 カテゴリーVから他のカテゴリーに移行した後は、国内にいない原種を財団登録に追加登録することはできなくなります。唯一登録が可能なのは、三代の血統書の中に非国産のネコを持つ TICA 登録ネコの子孫で、非国産の原種を繁殖させる目的で登録されたもののみです。この 307.6.3 は 2021 年 12 月 31 日に発効する。~~

## ★Proposal 10 - Add new Reg Rule 39.16 (Transfer Documentation)

### ★提案 10 – 新しい Reg Rule 39.16 (譲渡書類)の追加

#### 根拠

ブリーダーや販売者が登録の譲渡を拒否した場合、あるいは猫や子猫の登録を拒否した場合、現時点ではこのプロセスを規制する規則がないため、購入者はブリーダーに対して苦情を申し立てることができません。

しかし、このような行為は TICA のレピュテーションにマイナスの影響を与えるため、少なくとも従わないブリーダーや販売者は懲戒処分の対象となるようなルールを設けるべきだと思います。

この新しいルールは、共同所有者が別にいる場合や、元のブリーダーがまだ所有者である場合に、契約違反の猫の転売を減らすという利点もあります。

#### 長所

– 販売者が購入時に書類を提出しない場合、購入者に保護と救済手段を提供する。

#### 短所

– TICA が適切な書類を提供するのが遅れると、販売者が規則に違反する可能性がある。

– 契約書の表現が曖昧で、子猫を新しい飼い主に送った後に支払いができる可能性があるが、書類がいつ新しい飼い主に送られるのかは明記されていない

新しい Reg Rule 39.16 を追加し、現行の 39.16 と 39.17 の番号を変更する。

**39.16. 反対の書面による合意がない限り、ブリーダー／販売者は、譲渡の際に、購入者にブリーダー票または登録証明書および署名入り所有権移転証を提供します。ブリーダー／販売者は、代金が全額支払われるまでこの書類を提供する必要はない。**

**39.167** 本協会に登録された猫のリースの記録は、登録者に提出する。

**39.178** 血統登録簿、先祖記録、または交配記録に登録されている猫の認定された 3 世代または 5 世代の血統書は、その血統書に記載されている範囲で、猫の登録所有者が署名または同意し、必要な料金を伴った要求があれば、登録担当者によって提供される。

## ★Proposal 11 - Amend Show Rules (Remove “sale” references)

### ★第 11 号議案 競技規則の改正 (「販売」に関する記述の削除)について

#### 根拠

2020 年の投票で、出品物の「販売目的」の指定を削除する第 6 号議案が可決されたことを受けて、この変更との整合性を保つために、多くのショー規則を更新する必要がある。

また、一貫性を保つために、「展示のみ」のエントリーの定義を設けるべきである。

#### 長所

– 残っている「販売用」の猫への言及をすべて削除することで、ショーのルールを一貫させる。

– 「展示会のみ」を明確に定義する。

#### 欠点

– 特になし

## 競技規則 21.7 の改正

21.7 Benchied Cat - ショー全体を通して、競技会または「**展示のみ**」のために存在し、資格を有する猫、子猫、アルターおよび HHP。

## ショールール 21.75 の追加

21.75 展示のみ - ショーに出品されているが、どのクラスでも審査されない猫(21.74 参照)。

ショー規則 23.8 を改正する。

23.8 ショー委員会は、生後 3 ヶ月以上の猫または子猫を「**展示のみ**」または販売のために出品することを許可することができる。

23.8.1 いかなる状況においても、生後 3 ヶ月未満の子猫はショーホールに入場できない。

23.8.2 ショー委員会は、その裁量により、「**展示のみ**」または販売のために出品された生後 4 ヶ月未満の子猫の年齢証明として、TICA のリター登録を要求することができる。

ショー規則 25.2 を改正する。

25.2 ベット付きショー クラブを代行する免許を持った開業獣医師は、ベンチ入りする前に、家庭で飼われているペット、販売用または**展示のみ**のエントリーを含むすべての猫または子猫を検査しなければならず、カビ、ノミ、耳ダニ、または感染性もしくは伝染性の病気の証拠を示した猫は失格とする。

競技規則 26.1.2 を改正する。

26.1.2 競技会用、**展示会用**、販売用を問わず、1 つのケージに 2 匹以上の子猫または 1 匹の猫を入れてはならない。

(各種ショー規則の改正 1/2 ページ)

競技規則 210.6 を改正します。

210.6 出展者は、展示、**展示のみ**、販売、その他の目的にかかわらず、ノミ、耳ダニ、シラミ、ダニなどの寄生虫に感染した猫をショーホールに持ち込まないものとします。

Show Rule 211.9 を改正する。

続きを読む

211.9 カタログには、以下の各カテゴリーの猫の数を記載しなければならない。LH 子猫、SH 子猫。

LH アダルト、SH アダルト。

LH アルター、SH アルター。

LH HHP Kittens、SH HHP Kittens。

LH Household Pets、SH Household Pets、Preliminary New Breeds、

アドバンスド・ニューブリード、および

New Traits クラス

また、オプションとして、販売用の猫や子猫を含め、展示のみに参加している各エントリーをリストアップすることもできます(ただし、現地の法律、規制、またはクラブのニーズを満たすために、ショーホールに参加しているすべての猫や子猫のリストアップが必要な場合は除きます)。会場にいるすべての猫や子猫をショーカタログに掲載しなければならない場合は、出展者に提供されるショーの情報(例えば、ショーのチラシ)に、事前に猫や子猫の情報がクラブに提供され、その情報がショーカタログに掲載されない限り、猫や子猫を会場に入れてはならない旨の記述をしなければなりません。